

# 住居確保給付金の再支給についてのお知らせ

## 住居確保給付金の再支給とは(従来)

住居確保給付金については、原則1度のみの支給となっておりますが、住居確保給付金の受給が終了した後、雇用主による解雇（本人の責めに帰すべき理由による解雇等を除く）や会社の倒産等により職を失った場合、住居確保給付金の支給要件に該当するときは再支給を受けることができるというものです。

原則として上記の理由以外での再支給は認められておりません。

## 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置について(新)

再支給については、上述の通り受給終了後に解雇（本人の責めに帰すべき理由を除く）や倒産等により職を失った方のみが対象でしたが、**新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置として、令和3年2月1日から令和3年9月30日までの期間、これまで既に受給が終了した方について、上記の理由によらない場合であっても、一定の要件を満たす場合に3か月間を限度（延長不可・再申請不可）として再支給が可能となります。**

【例①】住居確保給付金の終了後、会社の仕事が自分に合わないと感じ、会社を辞めた場合。

→ 通常の再支給の対象になりません（解雇でなく自己都合による退職のため）

→（令和3年2月1日～令和3年9月30日の特例措置期間）

特例措置による再支給の対象になる可能性があります

【例②】自営業の業績が回復し、収入が増加したことにより住居確保給付金が途中で中止となったが、緊急事態宣言の発令後、仕事の機会が再び減ってしまった場合。

→ 通常の再支給の対象になりません（解雇や倒産に該当しないため）

→（令和3年2月1日～令和3年9月30日の特例措置期間）

特例措置による再支給の対象になる可能性があります

【例③】退職を理由に住居確保給付金を受給開始し、延長申請月に雇用保険の受給額が収入基準額を上回っていたことにより延長ができなかったが、現時点においても仕事が決まっていない場合。

→ 通常の再支給の対象になりません（受給終了後の解雇等に該当しないため）

→（令和3年2月1日～令和3年9月30日の特例措置期間）

特例措置による再支給の対象になる可能性があります

【支給要件等については次頁参照】

## 住居確保給付金の再支給要件

※特例措置に基づき申請する方

- ①離職等により経済的に困窮し、住居を喪失、または喪失するおそれがあること。
- ②申請日において離職・廃業の日から2年以内である。または給与等を得る機会が本人の責めに帰すべき理由・都合によらないで減少し、就労の状況が離職や廃業の場合と同等程度の状況にあること。
- ③離職等の日において主たる生計維持者であること。
- ④再支給の申請日の属する月の申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計が収入基準額以下であること。
- ⑤再支給の申請日における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の現金と預貯金の合計額が限度額以下であること。
- ⑥誠実かつ熱心に求職活動を行うこと。
- ⑦国の雇用施策による給付（職業訓練給付金）及び地方公共団体等が実施する類似の給付を申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれも暴力団でないこと。

## 再支給申請時の必要書類について

※特例措置に基づき申請する方

- ①住居確保給付金支給申請書
- ②住居確保給付金申請時確認書
- ③本人確認書類
- ④離職や休業中であることが確認できる書類（※受給していた時点と状況が変わっていない場合は省略可）
- ⑤申請者及び申請者と同一世帯に属する者の収入が確認できる書類の写し
- ⑥申請者及び申請者と同一世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し
- ⑦入居住宅に関する状況通知書（受給していた時点と内容に変更が無く、不動産媒介業者等が再支給に同意していることが確認できる場合は省略可。※住居を喪失している場合はご相談ください）
- ⑧賃貸借契約書の写し（受給していた時点と住居や契約内容に変更が無い場合は省略可）
- ⑨ハローワーク受付票（離職している方のみ）

※その他、必要に応じて「生活自立相談よりそい」より各種書類の提出を求めることがあります。

## 再支給期間中の求職活動要件について

※特例措置に基づき申請する方

### イ) 離職・廃業の方

- ①ハローワークへの求職申込
- ②常用就職を目指す就職活動を行うこと
- ③月に1回以上の生活自立相談よりそいとの面談（※別紙「求職活動等状況報告書」の郵送及び電話での報告も可能）
- ④月に2回のハローワークにおける職業相談（※別紙「職業相談票」の提出が必要）
- ⑤週に1回以上の企業等への応募。面接の実施（※別紙「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に記入、提出が必要）

### ロ) 休業等、就労機会が減少している方

- ①月に1回以上の生活自立相談よりそいとの面談（※別紙「求職活動等状況報告書」の郵送及び電話での報告も可能）
- ②生活自立相談よりそいの支援方針に応じた活動を行うこと

※求職活動を怠った場合、支給を中止することがあります。

※なお、緊急事態宣言期間中の求職活動については、個々の事情に応じて緩和等の対応を行っています。

## その他

### ※特例措置ではなく、従来の再支給の要件に当てはまる方について

住居確保給付金の終了後、雇用主による解雇（本人の責めに帰すべき理由による解雇等を除く）や会社の倒産等により職を失ったにつきましては、期間にかかわらずいつでも再支給の申請は可能です。

また、支給期間については原則3か月間ですが、誠実かつ熱心に求職活動を実施し、一定の要件を満たす場合には3か月ごとに2回まで支給期間を延長することができます。

その他、住居確保給付金につきましてご不明な点等ございましたら下記までお問合せください

## お問合せ

【生活自立相談よりそい】 048-963-9212

【 福祉部生活福祉課 】 048-963-9162